

平成27年度 大田市社会福祉法人指導監査の実施結果の概要

1. 実施時期

平成27年8月から11月まで実施

2. 一般指導監査(実地監査)

法人数	実施数	文書指摘法人数	文書指摘率	文書指摘件数
13	4	4	100.0%	14

3. 特別監査 実施なし

4. 指導監査の実施体制

高齢者福祉課指導監査係が実施

5. 指導監査における留意事項(実施方針)

平成27年度の指導監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- (1) 関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守と内部牽制の確立による適正な法人運営の確保
- (2) 入所者、利用者の人権と安全(防災対策等)及び適切な処遇の確保
- (3) 職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- (4) 社会福祉法人の運営に係る経費の適正な執行管理

6. 指導監査結果の概要

法人運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。

各法人の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況(改善計画)の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導等により改善の徹底を図った。

7. 主な指摘事項

- ・定款変更を要する事項が変更されていない。
- ・役員等の履歴書が選任の理事会(評議員会)までに徴取されていない。
- ・議事録の作成及び保存が適切にされていない。
- ・伺い文書が作成されておらず、法人の意思決定が明確になっていない。
- ・人権・同和問題に関する役員の研修参加が低調である。
- ・事故発生時の対応マニュアルが未整備又は実効性のある内容となっていない。
- ・防災計画及び災害対応マニュアル等が整備されていない。
- ・経理規程に基づき、適切に経理事務を行っていない。
- ・現金による支出等について、現金出納簿等が作成されていない。
- ・定款細則、経理規程等に基づき、適切に契約事務(理事会議決、入札、伺い等)を行っていない。

平成28年度大田市社会福祉法人指導監査実施計画

大田市社会福祉法人指導監査実施要綱第7条の規定に基づき、平成28年度の社会福祉法人に対する指導監査の実施計画を次のとおり定める。

1 実施方針

社会福祉法人に対する指導監査については、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ、社会福祉法人の適正な運営の確保を図るため、特に次の事項に留意して実施する。

また、3に定めるところにより計画的に実施するほか必要に応じて重点的、機動的に実施する。

なお、島根県が行う施設等の指導監査もしくは指導又は監査と連携し、効果的な指導監査を実施することとする。

- (1) 関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守と内部牽制の確立による適正な法人運営の確保
- (2) 入所者、利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保
- (3) 職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- (4) 社会福祉法人の運営に係る経費の適正な執行管理

2 重点指導監査項目

昨年度の一般監査において特に指摘の多かった事項、又これまで島根県が特別監査を実施するに至った不祥事案の発生原因にかかわる事項を重点指導項目として設定する。

また、昨今の大規模震災、原発災害の発生を受け、島根県及び島根県社会福祉協議会では大規模災害等を想定した避難計画及びガイドラインを作成したが、立地条件を考慮した現在の社会福祉施設等の防災計画の見直しを含む策定状況・具体的な取り組み状況について、昨年度に引き続き監査調書に項目を設け確認を行う。

- (1) 組織運営関係
 - ①定款の整備
 - ②適正な役員等の選任手続及び理事会・評議員会運営体制の確保
 - ③監事監査機能の強化
- (2) 管理関係
 - ①利用者の人権尊重に対する法人としての取り組み
 - ②内部牽制体制の確立による適正な会計処理
 - ア 内部監査の強化
 - イ 預金通帳及び印鑑の適切な保管

3 指導監査の対象、実施形態及び実施時期

- (1) 指導監査の実施形態は、大田市社会福祉法人指導監査実施要綱第3条第1項により、実地監査とする
- (2) 指導監査の対象及び実施時期については、別に定める。

4 監査調書

- (1) 監査調書は次のとおりとし、内容は別に定める。
 - ①社会福祉法人監査調書【法人本部】